

裁 決 書

審査請求人 ○ ○ ○ ○  
処 分 庁 泉 大 津 市 長

審査請求人が令和元年11月25日に提起した公文書不存在等（公文書不存在）決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

理由付記が不十分であることから本件審査請求に係る公文書不存在等（公文書不存在）決定を取り消した上で、泉州朝鮮初級学校のブロック塀に対して本市土木課が行った崩壊注意喚起用カラーコーン設置に係る供覧文書を公開する。

事 案 の 概 要

- 1 令和元年8月23日、審査請求人は、泉大津市長に対して「泉州朝鮮初級学校のブロック塀に対して本市土木課が行った崩壊注意喚起用カラーコーンの設置に関する決裁文書」について、情報公開請求を行った。
- 2 令和元年8月30日、泉大津市長は、当該情報公開請求に対して「請求内容に関する公文書が存在しないため」を理由として、公文書不存在等（公文書不存在）決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 3 令和元年9月17日、泉大津市役所4階総務課窓口にて、公文書不存在等決定通知書（令和元年8月30日付け泉大情公第5号）を総務課職員から審査請求人に手渡した。

4 令和元年11月25日、審査請求人は、泉大津市長に対して「当該公文書の不存在等決定を取り消し、公開の決定を求める。」との趣旨で、審査請求（以下「本件請求」という。）を行った。

## 審理関係人の主張の要旨

### 第1 審査請求の趣旨

審査請求に係る本件決定を取り消し、公開するとの決定を求める。

### 第2 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 泉大津市情報公開条例（以下「本件条例」という。）第11条第4項、第5項は、実施機関が公開の請求に係る公文書が存在しないとして請求を拒否する場合には、その通知書に請求拒否（不存在）の理由を付記しなければならない旨を規定している。本件条例に基づく公文書公開制度の目的及び理由付記制度の趣旨に鑑みると、単に「請求内容に関する公文書が存在しないため」と示すだけでは不十分で、公文書が存在しない根拠として、公開請求に係る公文書は作成されていないのか、作成されたがその後に廃棄されたのかなどを具体的に付記しなければ、本件条例第11条第4項、第5項の定める理由付記の要件を満たしていない。

したがって、本件公文書不存在等決定通知書の理由欄に記載されている「請求内容に関する公文書が存在しないため」との理由だけでは、いかなる根拠により請求に係る公文書が存在しないのかを知ることができないため、本件決定は、付記理由不備による瑕疵がある。

また、決定通知書に理由付記を命じた規定の趣旨が、処分の相手方（審査請求人）の不服申し立てに便宜を与えることだけでなく、処分自体の慎重と公正妥当を担保することにもあることからすれば、請求拒否（不存在）理由の程度は、通知書の記載自体において明らかにされていることを要するものであるとともに、総務課職員によって、審査請求人に対し、口頭で請求拒否（不存在）理由の説明がされたとしても、それによって、付記理由不備の瑕疵が治癒されたものということとはできない。

2 本件業務は、①市民の生命・身体に重大な被害が生じるおそれがある事案であること、②万一事故が発生した場合には、市の責任が問われるおそれがあること、③この教訓が将来に生かされるものであること、④それゆえ、意思決定に至る経緯・経過を跡付け、検証できるようにしておく必要があること、⑤緊急を要する事案であったこと等を勘案すると、事後に決裁文書が当然作成されているはずである。

したがって、本件請求に係る公文書が存在しないことは、極めて不自然かつ不合理である。

### 第3 実施機関の主張

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

#### 1 弁明の趣旨

本件申請請求を棄却する裁決を求める。

#### 2 弁明の理由

泉州朝鮮初級学校のブロック塀に対する崩壊注意喚起用カラーコーンを設置したことについては、平成30年9月4日に台風第21号の接近により本市にも甚大な被害をもたらされ、その際、多数の危険個所の通報に対し、順次現場確認を行い、道路管理者として早急に対応する必要があったため、決裁文書を作成せずに、歩行者等に対しての注意喚起としてカラーコーンを設置したものである。よって審査請求人が情報公開請求した「決裁文書」については、作成していないため不存在である。

「決裁文書」とは、これから行おうとする業務や手続について、決裁権者に組織における意思決定についての決裁を仰ぐために作成するものであるので、土木課が緊急での対応として崩壊注意喚起用カラーコーンを設置することについて、その設置後に、既に行った業務に関して決裁を仰ぐことはないため、カラーコーン設置後においても情報公開請求のあった「決裁文書」は存在しない。

緊急での対応として決裁文書を作成せずに、歩行者等に対しての注意喚起としてカラーコーンを設置したものであることは、審査請求人が情報公開請求を行う前に、土木課窓口において審査請求人に対し説明を行っており、この説明を土木課窓口で

受けた直後に審査請求人は情報公開請求を行ったものであるから、情報公開請求を行った時点において、審査請求人は、本市土木課が緊急での対応として決裁文書を作成せずに、歩行者等に対しての注意喚起としてカラーコーンを設置したものであることを認識していた。

加えて、審査請求人が行った情報公開請求に対して、実施機関は理由欄に「請求内容に関する公文書が存在しないため」と記載した「公文書不存在等決定通知書」を審査請求人に総務課窓口にて交付したが、その際、総務課職員から審査請求人に対して、「請求のあった公文書は作成していないため不存在である」ことを、口頭にて説明を行っている。

したがって、審査請求人は、不存在理由が作成していないため不存在であることを当然知り得る状況にあったのは明らかであることから、本件決定は、付記理由不備による瑕疵ある処分とはいえない。

決定通知書を審査請求人へ手渡した際、「決定通知書に記載されているこの理由はおかしい」という旨の発言があったため、総務課職員から、「請求した公文書は作成していないため不存在であること」を審査請求人へ説明したが、審査請求人は納得しなかったため、総務課職員は「これから、理由欄に「請求内容に関する公文書は作成していないため不存在である」旨を記載した決定通知書を作成しお渡しするので、時間をいただきたい」旨を申し出たが、審査請求人はその申し出を拒否した。

審査請求人は、実施機関からの申し出を拒否したにもかかわらず、「当該公文書の不存在等決定を取り消し、公開の決定を求める。」との趣旨で審査請求を行い、明らかに自身が知っていることについて、審査請求において争点とし、実施機関からの申し出に対し、自ら一度拒否したことについて、審査請求において実施機関に対して本件決定を取り消すよう求めている。これら審査請求人が行っていることは、情報公開制度の趣旨に反するものである。

また、審査請求人は、審査請求書において審査請求の趣旨を「当該文書の不存在等決定を取り消し、公開の決定を求める。」としており、「公開の決定を求める」ということは、請求した公文書が実際は存在するにもかかわらず、実施機関がその存在を隠している（不存在としている）という主張である。情報公開請求があった「決裁文書」については、上記のとおり、現場での安全対策として早急な対応を必要としたことから作成していないため不存在なのであり、現に存在しないものであるか

ら不存在決定としたことに何ら不自然なことはない。審査請求人は、当該公文書（決裁文書）が存在するとする具体的根拠を何ら示さず、情報公開制度において、そもそも存在しない「決裁文書」を公開せよとの、実施機関に対して不可能な要求を行うものである。

本市の情報公開制度は、市民の知る権利を保障し、市は、市民が知りたいとすることに応ずる義務があるとするものであるが、審査請求人は、明らかに自身知っていることを全く分からないとし、実施機関からの申し出を拒否し、存在しない公文書について公開せよと審査請求を行っている。実施機関としては、本件の情報公開請求に対し本件条例及び本件条例施行規則に基づき手続を行い、審査請求人が知りたいとしていることに対しては、全て対応しており、市民の知る権利等の権利を何ら侵害しておらず、実施機関としての義務を果たしているものである。

### 3 結論

以上のとおり、本件決定には、違法又は不当な点は存在しないものである。

## 理 由

### 第1 泉大津市情報公開審査会の判断

令和2年7月28日、審査庁は、泉大津市情報公開条例第15条の規定により、本件審査請求について、泉大津市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

同年11月10日、審査会は泉大情公審答申第4号（以下「審査会答申」という。）をもって、審査庁に答申した。

審査会答申により示された本件審査請求に対する審査会の判断は、次のとおりである。

#### 1 本件決定に係る具体的な判断

- (1) 本件決定通知書において、不存在理由として「公文書が存在しないため」とのみ記載していることについて、実施機関は、「決裁文書は作成していない旨を請求人に口頭で説明しており、請求者は決裁文書が作成されていないため、不存在であることを認識していた」と主張しているが、請求人が主張しているとおり、決

定通知書に決裁文書が作成されていないため不存在であることのみならず、緊急対応のため、決裁文書を作成せずに対応した旨の作成されなかった理由記載が必要であった。したがって、本件決定は、取り消されるべきである。

(2) 当審査会の審査において、緊急時のため、請求文書である決裁文書は、作成されずにカラーコーンが設置された説明を受けて、決裁文書は不存在であることを、当審査会は認定した。すなわち、当市役所において、決裁文書とは、職員が一定の処置を執って良いか否かの決定を求める文書をいうため、本件カラーコーン設置については緊急時のため、決裁文書を作成することなく対応したとのことである。しかし、台風時における処理案件の一つとして、事後ではあるが、本件に係る報告書が供覧文書として存在していることが判明した。

(3) 請求人の反論内容を検討するに、請求人は、確かに決裁文書の公開を求めているが、事後の文書でも良い旨、主張している。

市役所内部においては、文書の取扱上、決裁文書と供覧文書は明確に区分されているが、一般市民にとってはその区分や違いは判然としないことが想像できる。

(4) 一般的に、公開請求時において具体的に請求文書を特定する際、担当部署の職員は、請求書の文言のみにとらわれずに、請求者の請求趣旨を正しく把握することが必要である。そのためには、情報公開に関わる職員、いや全職員は、情報公開制度は、市民に知る権利を保障し、市政への参加をより一層推進することによって、市民の市政への信頼と理解を深める制度であることを、理解していなければならない。

本件の文書不存在決定通知文書における理由付記からみても、情報公開制度のこれらの趣旨を十分に理解した上で対応されたとは、到底いうことができない。

したがって、本件請求の場合、「決裁文書」という言葉に固執することなく、請求者に台風時における処理案件の一つとして供覧文書が存在していることを説明した上で、情報公開請求書の請求文書の内容を「決裁文書」から「供覧文書」に改める等の補正を求めた上で、公開・非公開の決定を判断できたものと思われる。

## 2 審査会の結論

本件決定は、理由付記が不十分であるから取り消すことを求める。

その上で、本件泉州朝鮮初級学校のブロック塀に対して本市土木課が行った崩壊

注意喚起用カラーコーン設置に係る供覧文書を請求人に公開することを求める。

## 第2 結論

審査庁においても、「第1 泉大津市情報公開審査会の判断」と同様の理由により、理由付記が不十分であることから本件決定を取り消した上で、泉州朝鮮初級学校のブロック塀に対して本市土木課が行った崩壊注意喚起用カラーコーン設置に係る供覧文書を公開すべきであると判断する。

よって、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年12月21日

審査庁 泉大津市長 南 出 賢 一

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、泉大津市を被告として（訴訟において泉大津市を代表する者は泉大津市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、泉大津市を被告として（訴訟において泉大津市を代表する者は泉大津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。